

2021年7月26日

放送受信料にかかる強制執行の申し立てについて

NHKは本日14道府県の29人について、放送受信料の回収のため、強制執行の申立書をその所在地を管轄する地方裁判所に発送しました。

この方々は、放送受信料の支払いを命じる裁判所の手続きが確定しているにもかかわらず、依然としてお支払いをいただいております。6月21日までに強制執行の実施を予告したうえでお支払いをお願いしても、なお応じていただけなかったため、やむを得ず本日の申し立てに至りました。

今後は、裁判所の強制執行手続きにより、放送受信料の収納を図っていきます。

【申し立ての概要】

対象者 14道府県29人

(北海道3、山形県1、千葉県1、愛知県3、三重県2、京都府2、大阪府7、
兵庫県3、和歌山県1、岡山県1、広島県2、福岡県1、熊本県1、大分県1)

数字は人数

※ 予告は2021年6月21日までに実施済み